

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和4年1月28日付け可児市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様

路線定期運行

2. 協議会が調った事項（※該当する番号に○を記載）

- ① 路線の新設 ② 路線の休止 ③ 路線の廃止
- ④ 使用車両（乗車定員 11 人未満） ⑤ 最低車両数（常用車 5 両・予備車 1 両未満）
- ⑥ 車両の併用 ⑦ 運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）
- ⑧ 運賃及び料金

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線：別添 1, 2, 3

(※新設バス停の場所、バス停移設場所、バス停の移設)

(2) 運行系統：おでかけしよ Kar K バス（木曾川鳩吹山線）

4. 協議が調っている運賃及び料金の種類、額及び適用方法

なし

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

なし

令和4年1月28日

可児市地域公共交通協議会

会長 高木 伸二

